

令和7年度 第1回 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会

日時：令和7年11月27日(木)10時～12時

場所：市庁舎18階 みなと1・2・3会議室

■ 次第 ■

1 開会

2 委員紹介

3 報告事項

- (1) 第5期横浜市地域福祉保健計画区地区別計画策定状況 …… 資料3・5
- (2) 第5期横浜市地域福祉保健計画中間評価について …… 資料3・6
- (3) 啓発について …… 資料3

ア 第5期地域福祉保健計画「わかりやすい版」

イ ソーシャルキャピタルリーフレット

ウ ちふくちゃんの活用

4 意見交換 …… 資料4

【テーマ】

地域活動の「参加」から「担い手」へ ～かかわりの二歩目をどう広げるか～

5 その他

- ・横浜市的生活困窮者自立支援制度について …… 資料7
- ・身寄りのない高齢者等の支援について …… 資料8

6 閉会

<委員会配付物一覧>

- 令和7年度 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会 次第
- 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿 …… 資料1
- 横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱 …… 資料2
- 横浜市地域福祉保健計画について …… 資料3
- 意見交換 …… 資料4
- 第5期横浜市地域福祉保健計画推進スケジュール …… 資料5
- 中間評価について …… 資料6
- 横浜市的生活困窮者自立支援制度について …… 資料7
- 身寄りのない高齢者等の支援について …… 資料8

<今後の予定>

令和8年3月17日(火)PM 横浜市地域福祉保健計画・横浜市地域福祉活動計画検討会

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会委員名簿

【任期：令和6年度・令和7年度】（敬称略）

	委員名	所 属	分 野
1	アナザワ サトミ 穴澤 里美	大道小学校 学校・地域コーディネーター（地域学校協働活動推進員）	学校・地域連携関係者
2	アリモト アズサ 有本 梓	横浜市立大学大学院医学研究科地域看護学分野 教授	学識経験者（保健）
3	ウチダ モトヒサ 内田 元久	横浜市身体障害者団体連合会	障害分野関係者
4	オオノ カズコ 大野 和子	横浜市保健活動推進委員会 副会長	保健活動推進員
5	キベ フミアキ 岐部 文明	横浜市町内会連合会 委員	自治会町内会関係
6	クボ タ ミツアキ 久保田 充明	一般社団法人横浜市薬剤師会 副会長	薬剤師会
7	コバヤシ マサル 小林 政晴	横浜市民生委員児童委員協議会 理事	民生委員児童委員協議会
8	サカモト ヨウコ 坂本 揺子	一般社団法人横浜市歯科医師会 副会長	歯科医師会
9	シノザキ モトヒコ 篠崎 元彦	市民公募委員	市民委員
10	タケヤマ ヒロユキ 武隈 評吾	横浜市社会福祉協議会 高齢福祉部会 地域ケアプラザ分科会 会長 横浜市馬場地域ケアプラザ 所長	地域ケアプラザ
11	ツルミ ノブ子 鶴見 伸子	横浜市心身障害児者を守る会連盟 幹事	障害分野関係者
12	トヨタ ムネヒロ 豊田 宗裕	聖徳大学 教授	学識経験者 （福祉）
13	ナグラ ナオシ 名倉 直	横浜市老人クラブ連合会 常務理事兼事務局長	高齢分野関係者
14	ニシオ アツシ 西尾 敦史	愛知東邦大学人間健康学部 教授	学識経験者（福祉）
15	フクダ アイイチロウ 福田 愛一郎	横浜市社会福祉協議会 理事	社会福祉協議会
16	フクモト マサミ 福本 雅美	戸塚区地域子育て支援拠点とつとの芽 施設長	子育て分野関係者
17	ホシ ツム 星 勉	公益社団法人神奈川県社会福祉士会 ばあととなあ神奈川運営委員長	成年後見関係者
18	ミズノ テツル 水野 千鶴	一般社団法人横浜市医師会 常任理事	医師会
19	モリ アツシ 森 淳	市民公募委員	市民委員
20	ヤマノウエ ケイコ 山野上 啓子	特定非営利活動法人 市民セクターよこはま 監事	NPO・市民活動団体等 中間支援組織

＜臨時委員＞

21	イクミ エツコ 井汲 悦子	特定非営利活動法人 横浜市精神障害者家族連合会 理事長	障害分野関係者
----	------------------	--------------------------------	---------

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会事務局名簿

2025年11月現在

	氏名	所 属
1	佐藤 泰輔	健康福祉局長
2	高木 美岐	健康福祉局 地域福祉保健部長
3	近藤 崇	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課長
4	鳥海 陽介	健康福祉局 地域福祉保健部 福祉保健課 担当係長
5	小森 武信	同 担当係長（権利擁護）
6	柳田 麻衣子	同 計画担当
7	木内 啓介	同 計画担当
8	伊藤 泰毅	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課長
9	菊池 智美	健康福祉局 生活福祉部 生活支援課 生活困窮者支援担当係長
10	澤口 直弘	同 自立支援担当係長
11	千野 桃子	同 生活支援係

<オブザーバー>

1	岩井 一芳	横浜市社会福祉協議会 事務局長
2	壽美 陽介	同 総務部長（企画部長兼務）
3	若林 拓	同 企画部 企画課長
4	安中 真理	同 企画部 企画課
5	亀井 美里	同 企画部 企画課
6	高橋 敬太郎	同 地域活動部長
7	川崎 博子	同 地域活動部 地域福祉課 担当課長
8	安達 志帆	同 地域活動部 地域福祉課
9	八木 克賢	同 横浜生活あんしんセンター 事務長
10	稲垣 純子	健康福祉局 地域福祉保健部 地域支援課長
11	松村 健也	健康福祉局 企画部 企画課長
12	岩井 俊祐	市民局 地域支援部 地域活動推進課長

横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会運営要綱

制 定 平成 24 年 4 月 1 日 健福第 1765 号（局長決裁）

改 正 令和 5 年 3 月 22 日 健福第 1700 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 107 条の規定に基づき、横浜市の地域福祉保健推進に関する事項を総合的に定める横浜市地域福祉保健計画（以下「計画」という。）を策定すること及び策定後の計画の推進状況を評価することを目的とした横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について、横浜市附属機関設置条例（平成 23 年 12 月横浜市条例第 49 号）第 4 条の規定に基づき、定めるものとする。

（担当事務）

第 2 条 横浜市附属機関設置条例第 2 条第 2 項に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の評価に関すること。
- (4) その他計画の策定・推進・評価に必要な事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 市民
- (2) 福祉保健活動を行う者
- (3) 社会福祉事業を経営する者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 前項に掲げる委員の他、必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

3 第 1 項(1)の市民委員については、別に定めるところにより公募する。

（任期）

第 4 条 委員の任期は 2 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（報酬）

第 5 条 委員は、別に定めるところにより報酬を受けるものとする。

（委員長）

第 6 条 委員会に委員長 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を掌理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長がこれを召集する。

2 委員会の議長は、委員長が務める。

3 委員会は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項においても同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(分科会)

第8条 第2条に掲げる担当事務の事前の調査及び検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会は、委員長が指名する委員若干人及び臨時委員をもって組織する。

3 分科会に分科会長一人を置き、分科会の委員及び臨時委員をもって組織する。

4 委員会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

5 第7条の規定は、分科会の会議について準用する。この場合において、同条中の「委員長」とあるのは「分科会長」と、「委員」とあるのは「分科会の委員」と、「臨時委員」とあるのは「分科会の臨時委員」と読み替えるものとする。

(意見の聴取等)

第9条 委員長又は分科会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第10条 横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号）第31条の規定により、委員会の会議（分科会の会議を含む。）については、一般に公開するものとする。ただし、委員の承諾があれば、会議の一部または全部を非公開とすることができる。

(懇談会)

第11条 健康福祉局長は、特に必要があると認めるときは、専門事項について助言を求めるため、懇談会を置くことができる。

2 懇談会の委員は、学識経験者等とする。

3 懇談会の委員は、健康福祉局長が依頼する。

4 懇談会は非公開とする。

(庶務)

第12条 委員会及び分科会の庶務は、健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課が処理する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第7条第1項の規定に関わらず、この要綱施行後、最初の委員会の招集は市長が行う。

3 この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定に関わらず、平成26年3月31日までとする。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱の廃止)

- 4 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会設置要綱(平成20年2月4日制定)は、廃止する。

(第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領の廃止)

- 5 第2期横浜市地域福祉保健計画策定・推進委員会分科会運営要領(平成20年2月4日制定)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

令和7年度第5期横浜市地域福祉保健計画策定・推進推進委員会

横浜市地域福祉保健計画について

日時：令和7年11月27日（木）10時～12時

場所：市庁舎18階みなと1・2・3会議室

横浜市健康福祉局福祉保健課
横浜市社会福祉協議会

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER

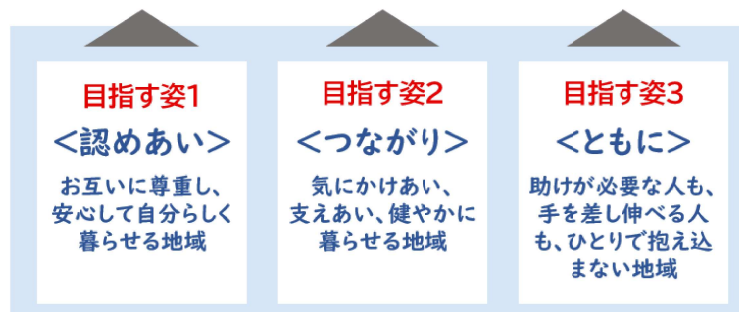
第5期横浜市地域福祉保健計画について

（計画期間：2024年度～2028年度）

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

<基本理念> ～計画の推進を通じて目指す目標像～

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなでつくろう

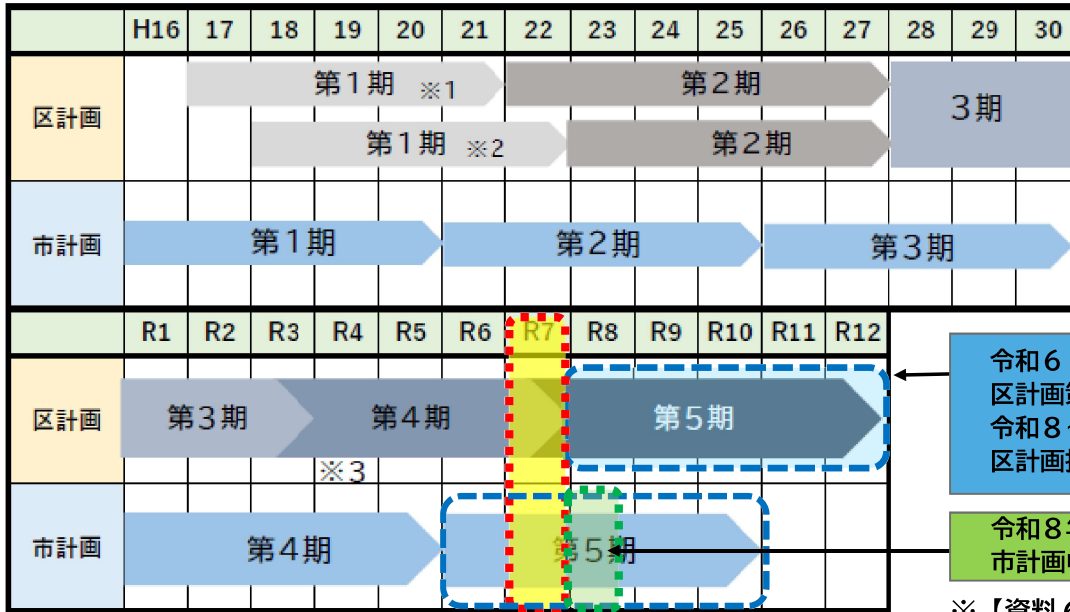


<推進のための取組>

1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進



(1) 第5期地域福祉保健計画区地区別計画策定状況 (2) 市計画中間評価について



第5期
区計画・地区別計画
いよいよ完成へ



令和6・7年度
区計画策定
令和8～12年度
区計画推進

令和8年度
市計画中間評価

※【資料6】参照

- ※1 鶴見/神奈川/西/南/青葉/栄/泉
- ※2 中/港南/保土ヶ谷/旭/磯子/金沢/港北/緑/都筑/戸塚/瀬谷
- ※3 コロナ禍の影響により第4期計画策定機関を1年延長

(3) 啓発について

ア 第5期地域福祉保健計画「わかりやすい版」

- 子ども、障害のある方、外国人など、より多くの方にも地域福祉保健計画のことを理解いただけることを目的に作成
- 漢字にルビを振り、難しいことばをわかりやすくしたほか、イラストを多く用いて地福計画が伝わるよう工夫

- 自分のまちのことを考えてみてください
- 話し合いの場があったら、参加してみてください



【 配付状況 】

- ・各区：100部
- ・各地域ケアプラザ、各区社会福祉協議会

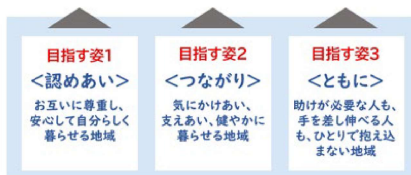
4 意見交換

地域活動の「参加」から「担い手」へ
～かかわりの二歩目をどう広げるか～



<基本理念> ~計画の推進を通じて目指す目標像~

誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる
「よこはま」をみんなで作ろう



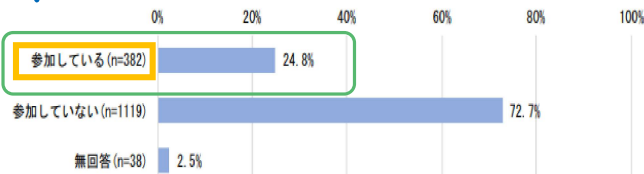
- 少子高齢化・単身世帯増加等でますます地域の支え合いが必要となります
- 地域ではお祭りやイベントが行われ、住民が地域活動と出会う機会（一歩目）となっています
- そこから進んで（二歩目）、地域活動の核となる人材や支え合いの担い手に繋げていくために何が出来るでしょうか

〈推進のための取組〉

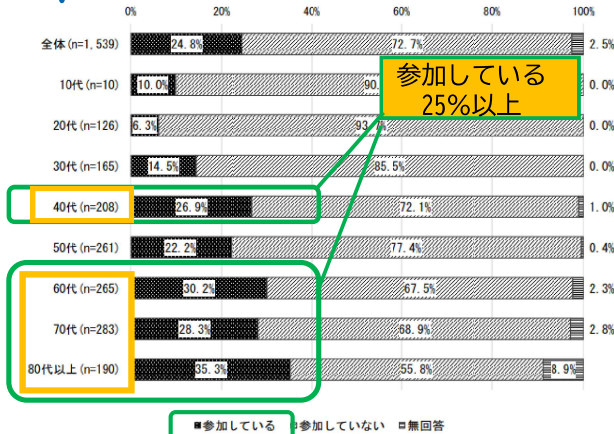
1. 身近な地域で支えあう仕組みづくり
2. 地域における福祉保健活動を推進するための基盤づくり
3. 多様性を尊重した幅広い市民参加の促進

横浜市の実態について① 例) 区アンケートより

Q. あなたは地域活動に参加していますか？

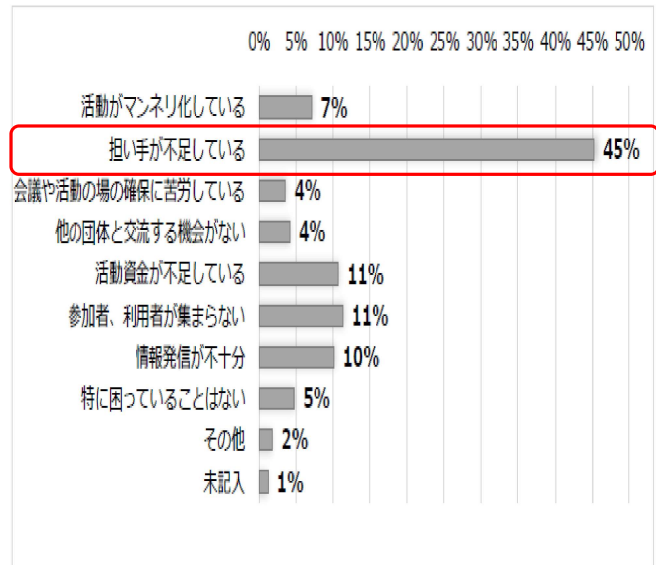


Q. 年代別の参加状況



令和6年度 横浜市内南区区民意識調査より

Q. 地域活動をする中で、困っていることはありますか？ (3つまで選択可)



第5期『鶴見・あいねっと』策定のための
関係団体アンケート まとめ
鶴見区社会福祉協議会

意見交換 テーマ

明日をひらく都市
OPEN × PIONEER
YOKOHAMA

地域活動の「参加」から「担い手」へ ～かかわりの二歩目をどう広げるか～

- 少子高齢化・単身世帯増加等でますます地域の支え合いが必要となります
- 地域ではお祭りやイベントが行われ、住民が地域活動と出会う機会（一歩目）となっています
- そこから進んで（二歩目）、地域活動の核となる人材や支え合いの担い手に繋げていくために何が出来るでしょうか

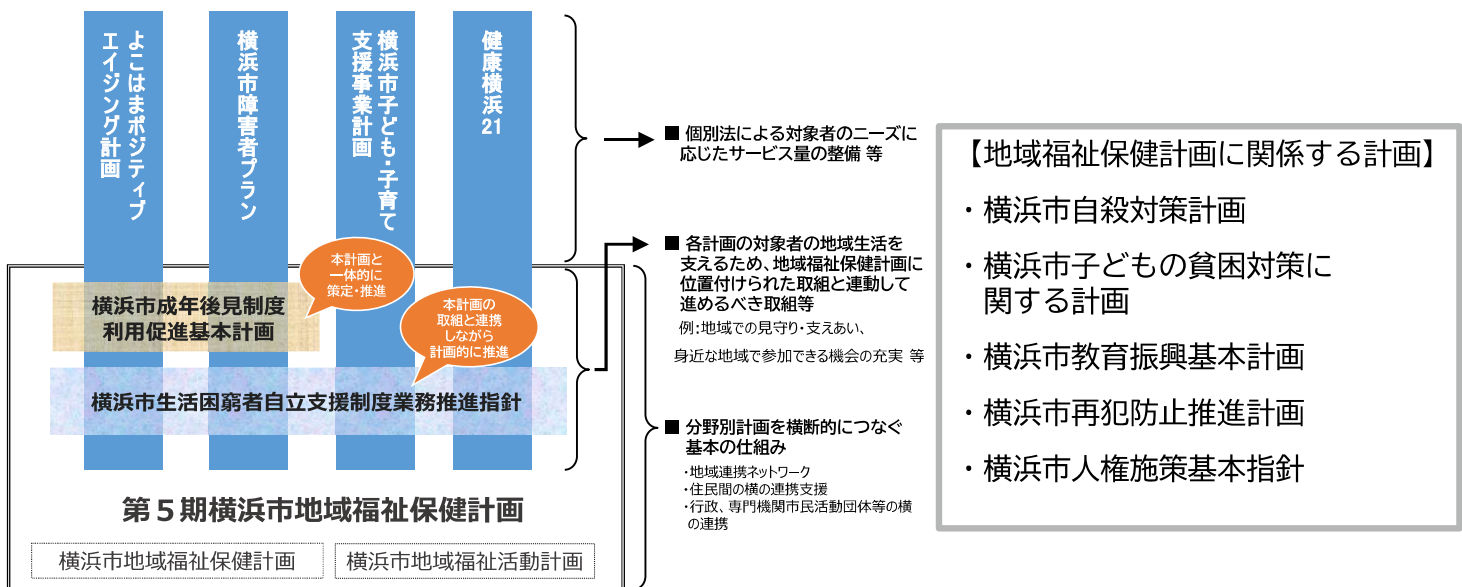


その他

- 横浜市の生活困窮者自立支援制度について ……【資料7】
- 身寄りのない高齢者等の支援について ……【資料8】

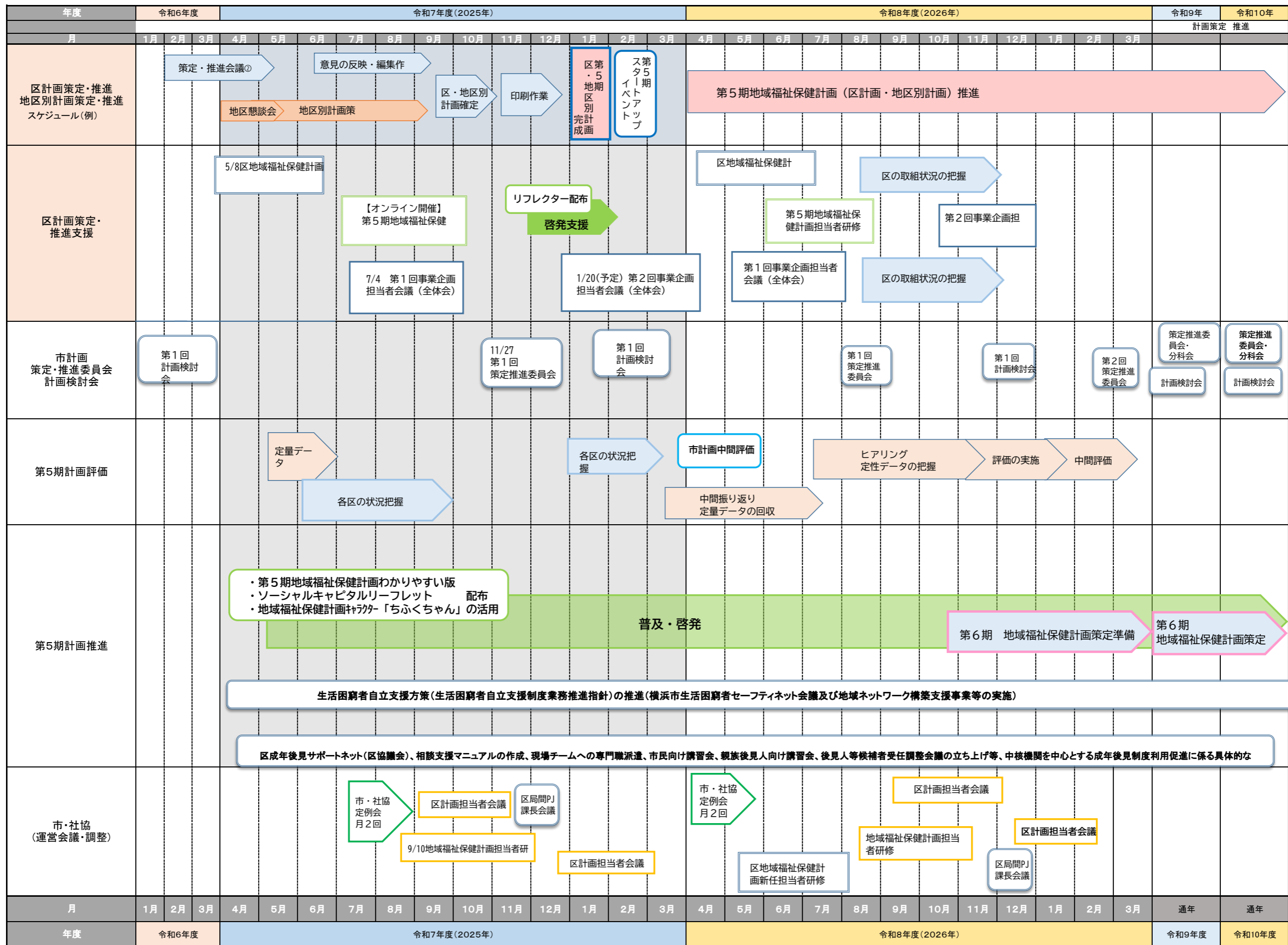


市地福計画と分野別計画との関係



第5期横浜市地域福祉保健計画推進スケジュールについて(令和7～8年度)

資料5



第5期横浜市地域福祉保健計画の評価について

1. 計画の評価期間

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価は、2026(令和8)年度に中間評価を実施し、市計画期間後半の取組に反映させます。
- ・ その後、計画推進の最終年度の2028(令和10)年度には計画期間全体を通しての推進状況について最終評価を行い、第6期の計画策定に生かしていきます。

2. 評価についての基本的な考え方

- ・ 地域福祉保健計画の策定・推進にあたっては、取組を定めて進めていくとともに、その取組の進捗や成果・効果等を定期的に振り返り、確認した上でその後の活動に生かしていくことが重要となります。
- ・ その一方で、第5期横浜市地域福祉保健計画の目指す姿である「認めあい」、「つながり」、「ともに」は、第5期横浜市地域福祉保健計画に記載された取組以外にも様々な取組と合わせて目指すものです。
- ・ また、誰もが安心して自分らしく健やかに暮らせる地域づくりは長い年月をかけて進めていくものであり、第5期横浜市地域福祉保健計画の計画期間である5年間では、その成果を適切に測ることが困難です。
- ・ したがって、評価については、「取組の良し悪しを判断する」のみではなく、「どのような変化があったか」、「次期計画に向けて何が必要か」を関係者間で話し合い、取組の推進や次期計画策定に生かすことを重視します。

3. ロジックモデルを活用した評価

- ・ 第5期横浜市地域福祉保健計画の評価では、取組と目指す姿の関係を明確にし、関係者間でのコミュニケーションを促進することを目的に、ロジックモデルを活用した評価を実施します。
- ・ ロジックモデルは、取組が目標に至るまでの流れを、フローチャートの形で論理的に説明するものです。
- ・ ロジックモデルを評価に取り入れることで、以下のような効果が期待できます。
 - 目的と手段の因果関係をビジュアルで示すことができ、その考え方を関係者間で共有することができます。
 - 目指している状態を明確に定義することで、妥当な評価指標を設定することができます。
 - 取組が総覧化されるので、足りない取組や不要な取組に気づくことができます。
- ・ 「第5期横浜市地域福祉保健計画のロジックモデル」において、取組によって生じる変化・成果(アウトカム)を段階的に示し、最終的な目標(最終アウトカム)にどのようにつながっているかを整理しています。

4.評価内容・手順

① 評価に必要な情報の収集

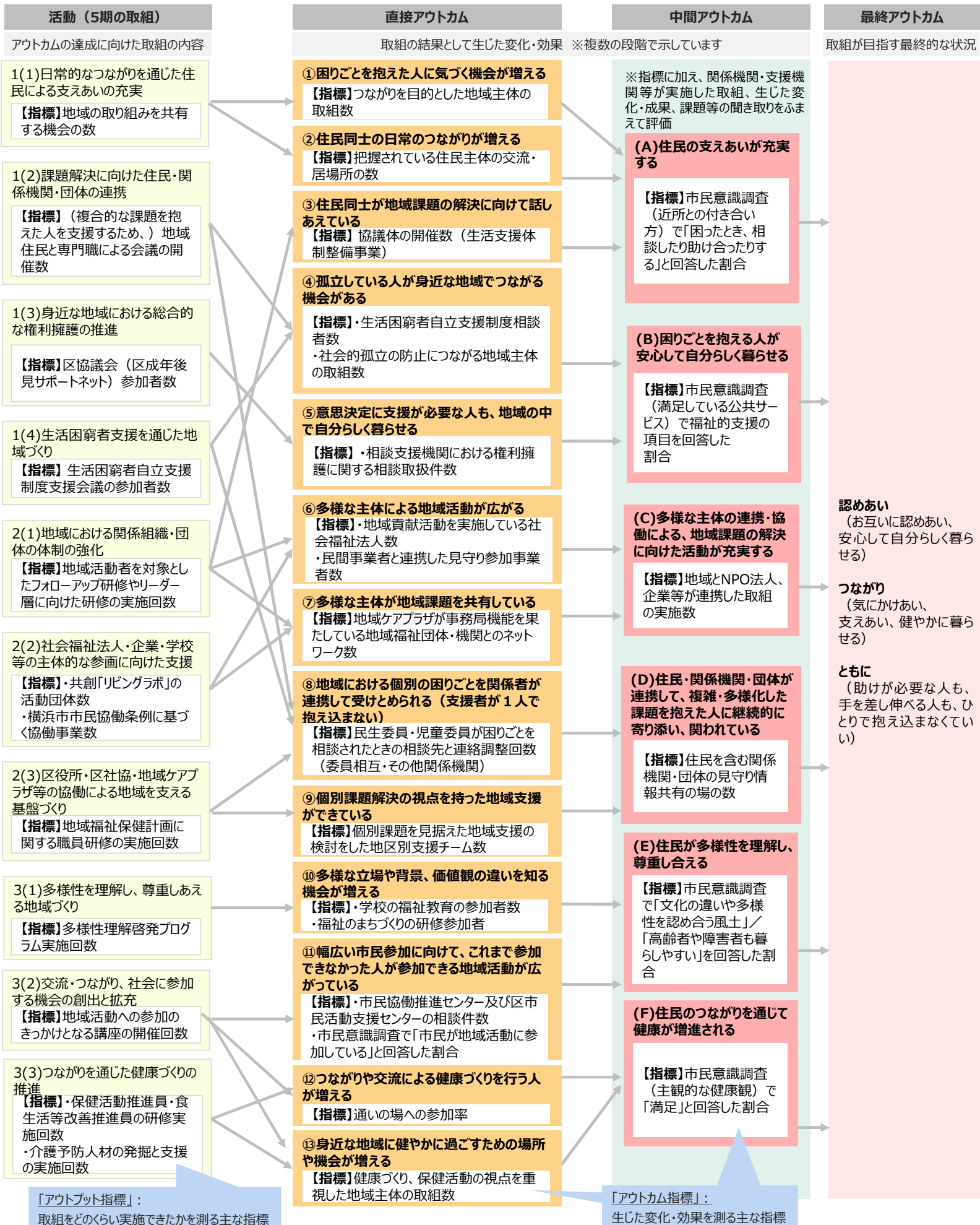
- ・ ロジックモデルの「5期計画の取組」では、地域や関係機関・支援機関がどのような取組をどれくらい実施できたかという観点から定量データ(数値で把握できる情報)と定性データ(数値で表せない質的情報)を把握します。
- ・ 「直接・中間アウトカム」では、取組が地域にどのような変化をもたらしたか、抱えている課題と解決に必要なことは何かという観点から必要な定量データと定性データを把握します。
- ・ 定量データは、「定量データシート」(様式1)に掲載の指標について、情報を収集します。
- ・ 定性データは、地域や関係機関・支援機関の取組や課題について、区役所等を対象とした紙面調査およびヒアリングにより情報を収集します。紙面調査には、「取組シート」(別紙3)を活用します。

② 定量評価・定性評価の実施

- ・ 上記で収集したデータを基に、ロジックモデルの「中間アウトカム」ごとに評価を実施します。評価結果は、「中間アウトカム別評価シート」(様式3)に整理します。
- ・ 評価結果をふまえて、「最終アウトカム」について最終評価(定性的なまとめ)を行います。取組の進捗状況とその結果や成果、地域や住民の変化、課題などについて総合的にふりかえります。最終評価の結果は、「総合評価シート」(様式4)に整理します。
- ・ 関係者間での話し合いを通じて、最終評価を確定します。確定した最終評価は、住民・関係機関・支援機関等で共有するとともに、今後の取組推進にも活用します。

以上

● 第5期横浜市地域福祉保健計画 ロジックモデル (別紙1)



中間評価について

STEP 1

(関係局・区・区社協)
調査票等の提出

STEP 2

中間アウトカムごとの
評価

STEP 3

全体の評価

A区

定量データシート (様式1)

評価指標一覧表 (様式1)	項目	単位	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上率	認知率	%	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	点	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	%	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進率	連携率	%	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行率	執行率	%	100%	100%	100.0%	◎	

取組シート (様式2)

取組シート (様式2)	取組内容	担当者	進捗状況	備考
1. 認知率向上	認知率向上	〇	◎	
2. 参加者満足度	参加者満足度	〇	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	〇	◎	
4. 地域連携推進	地域連携推進	〇	◎	
5. 予算執行	予算執行	〇	◎	

B区社協

評価指標一覧表 (様式1)	項目	単位	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上率	認知率	%	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	点	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	%	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進率	連携率	%	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行率	執行率	%	100%	100%	100.0%	◎	

C局

評価指標一覧表 (様式1)	項目	単位	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上率	認知率	%	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	点	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	%	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進率	連携率	%	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行率	執行率	%	100%	100%	100.0%	◎	

(事務局)
中間アウトカムごとに整理

中間アウトカム別評価シート (様式3)

中間アウトカム別評価シート (様式3)	項目	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上	認知率	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進	連携率	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行	執行率	100%	100%	100.0%	◎	

中間アウトカム別評価シート (様式3)	項目	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上	認知率	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進	連携率	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行	執行率	100%	100%	100.0%	◎	

中間アウトカム別評価シート (様式3)	項目	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上	認知率	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進	連携率	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行	執行率	100%	100%	100.0%	◎	

(事務局)
ヒアリング等をもとに
様式4を
確定

総合評価シート (様式4)

総合評価シート (様式4)	項目	計画値	実績値	達成率	評価	備考
1. 認知率向上	認知率	80%	75%	93.75%	◎	
2. 参加者満足度	満足度	4.0	3.8	95.0%	◎	
3. 継続参加率	継続参加率	90%	88%	97.8%	◎	
4. 地域連携推進	連携率	70%	72%	102.9%	◎	
5. 予算執行	執行率	100%	100%	100.0%	◎	

中間評価の
確定

意見

策定・推進委員会

進捗報告



策定・推進委員会

ヒアリング



関係局・区・
区社協

区・区社協等から
取組状況を報告

事務局: 策定・推進委員会に報告。
区等へのヒアリング実施
区等: ヒアリングへの対応
事務局: ヒアリング内容等を踏まえ
中間アウトカムごとの評価を確定

事務局: 中間アウトカムごとの評価をもとに全体
評価案を作成しに整理した内容を委員
会へ提示。
委員会意見を踏まえ、中間評価を確定

横浜市の 生活困窮者自立支援制度について

健康福祉局生活支援課

令和7年11月27日



生活困窮者とは？

「よっぽど困った人のことね」
「ごく一部の人のことでしょう」
「自分の周りには、そんな人はいないな」

と思われがちなのですが…

そんなことはないんです!!



生活困窮者とは？

生活困窮者自立支援法 第三条



この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる **おそれのある者**をいう。

生活困窮者とは？



課題が複雑に絡み合うことが多くあります。

例えば・・・

- 長期間、定職に就けない
- 長期間、家にひきこもっている
- 失業してしまい生活費がない
- 身近に相談できる人がいない
- 食べるものにも事欠いている
- 多額の債務を抱えている
- 親の年金を頼りに生活している
- 人間関係をうまく作れない
- 家計のやりくりが上手くできない
- 障害の疑いがある
- 適切な医療を受けていない
- 家賃や光熱費を滞納している



キーワード= **本人**が支援を必要としているか

支援内容

制度の特徴

- 1 一人ひとりに寄り添い一緒に考えます**
担当者が継続的に相談をお聞きしながら、生活での不安や困りごとをどうしていくか、解決策を一緒に考えます。
- 2 身近な機関と連携します**
様々な制度を活用し、関係機関と連携しながらサポートしていきます。どこに相談したらよいか分からない場合でも、適切な窓口を一緒に探し出します。
- 3 個人情報を守ります**
ご相談の内容やご本人、ご家族の情報は守ります。

制度の内容

- お仕事さがしをサポートします**
区役所内にあるハローワークの窓口(ジョブスポット)などと連携し、求職活動のお手伝いをします。また、すぐに働くことに不安がある方には、職場体験などの就労に向けた準備や訓練の場を提供します。
雇用自立促進事業 就労準備支援事業
- 働くための住まいの確保をサポートします**
仕事を失ったことなどにより家賃の支払いにお困りの方、一定期間 家賃相当額を支給し、求職活動の支援を行います。
住居確保給付金(家賃補助)
- 家計の幅みにアドバイスします**
生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に、収支のバランスや借金の状況を整理し、自ら家計を管理できるようアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介を行います。
家計改善支援事業
- 家計の立て直しのための転居をサポートします**
収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要のある方に、家賃改善の支援による転居によって家計が改善すると認められることを条件として、転居費を補助します。
住居確保給付金(転居費用補助)
- 一時的に衣食住を提供します**
住むところがなく生活にお困りの方に、一時的に宿泊する場所を提供します。
宿泊支援事業(シェルター事業)
- 子どもの学習をサポートします**
子どもの学習支援、居場所づくりなどを行います。ご相談の内容に応じて、奨学金や貸付制度などのご案内もします。
学びの強い居場所支援事業

相談の流れ

- まずはご相談**
まずは、困っていることや解決したいことをお聞かせください。ご本人が来所できない場合は、ご家族からのご相談も可能です。
- 利用申込み**
生活困窮者自立支援制度の利用を申込みます。
- 目標の設定**
生活の状況とお困りごとについて、一緒に整理します。解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作ります。
- 目標に向けての行動**
目標達成に向けて様々な制度を活用しながら、一緒に取り組んでいきましょう。定期的に担当者と状況を確認し、必要に応じてプランを見直します。
- 目標達成**
あなたの自立の形を実現したら、目標達成です。新たな困りごとが生じたら、いつでもご相談ください。

制度のご利用にあたって

- お困りごとの解決について**
お困りごとを解決するのはあなた自身の方です。担当者、あなたがお困りごとを解決できるように寄り添い支援します。
- お金の給付について**
お金の給付を目的とした制度ではありません。
- その他**
生活保護受給中の方は本制度を利用できません。

あなたとあなたの大切な人をサポートするために
「あし」の困った1人で悩まず、ご相談ください

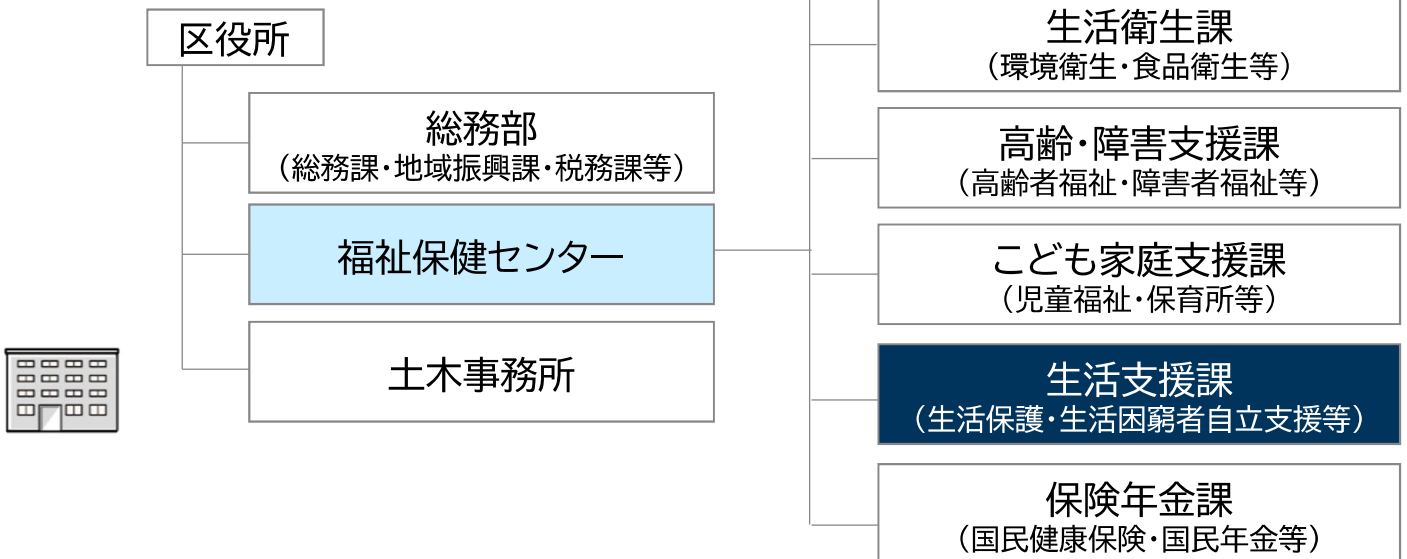
それぞれの自立の形を 実現するためのサポート

相談は無料です

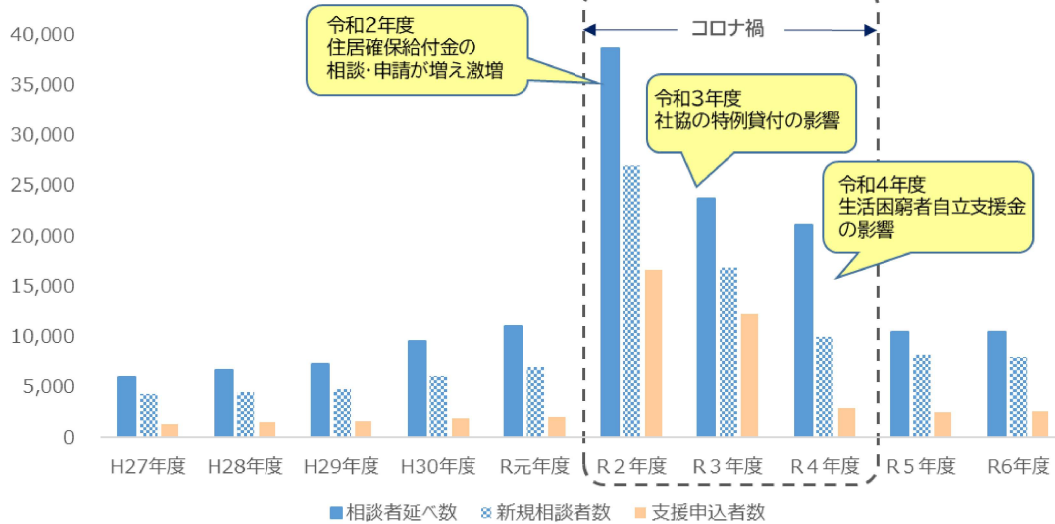
横浜市健康福祉局生活支援課
横浜市 生活困窮者自立支援センター



区福祉保健センターの実施体制



生活困窮者自立支援制度 相談・支援の状況



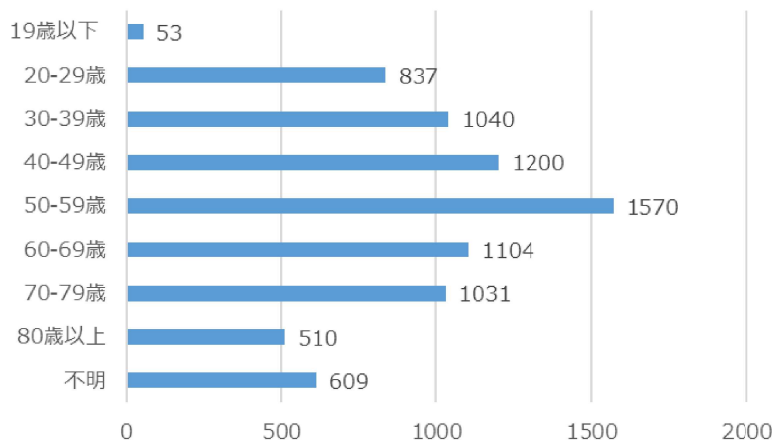
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
新規相談者数	4,238	4,436	4,793	6,062	6,907	26,977	16,804	9,954	8,174	7,954
相談者延べ数	5,984	6,595	7,196	9,491	11,005	38,574	23,682	21,106	10,458	10,373
支援申込者数	1,223	1,433	1,541	1,842	1,997	16,583	12,172	2,841	2,453	2,518

※18区役所のみ

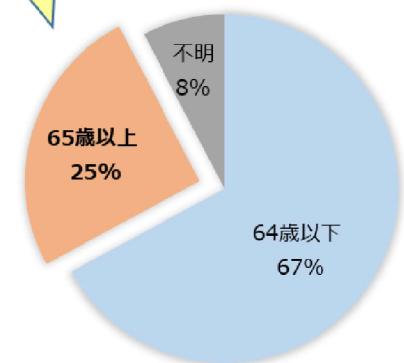
相談者の年代

50代の相談件数が最も多く、65歳以上の相談も増加。

新規相談者数（年代別）

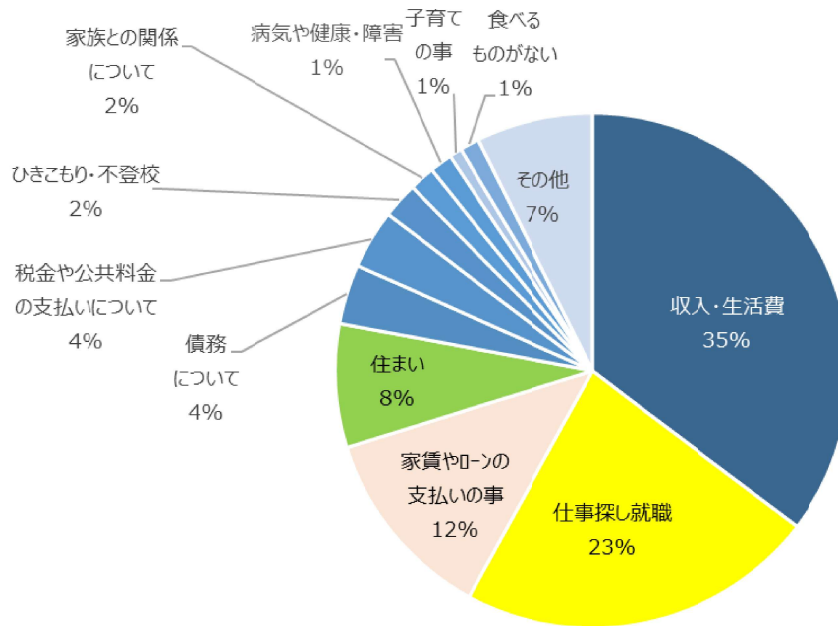


65歳以上の割合は
全体の**25%**



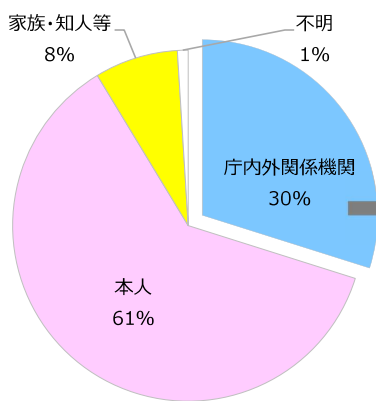
※18区役所のみ

一番の困りごと(新規相談者)

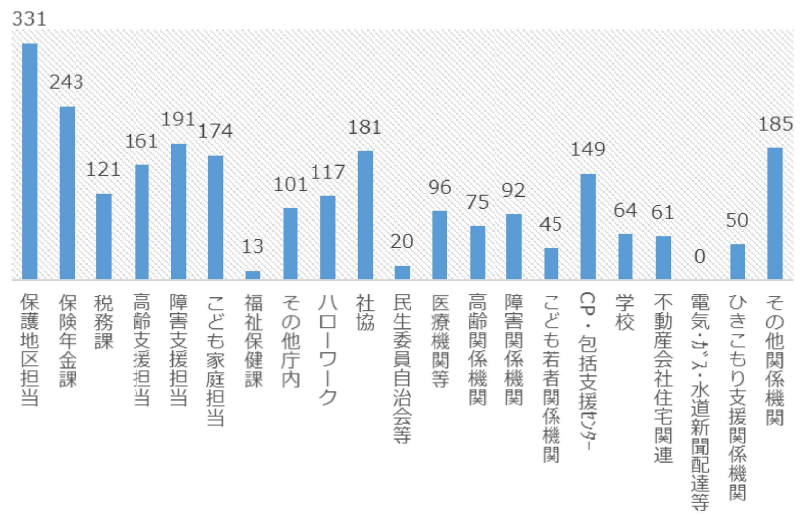


※18区役所のみ

新規相談経路(どこからつながったか)



新規相談経路 (どこからつながったか)



※18区役所のみ

●生活困窮者自立支援法

<改正の背景>

新型コロナウイルスを機に顕在化した課題への対応

➡新型コロナで顕在化したような生活困窮者層を早期に把握し、支援につなげる恒久的な取組が必要

持ち家のない単身高齢者者数の増加への対応

➡ホームレスだけではなく、賃貸住宅に入れない高齢者等も想定した居住支援の体制強化が必要

主な改正内容

令和7年4月1日施行

- 自立相談支援事業による住まい・入居後の生活支援の相談への対応 (法第3条に「居住の支援」を明記)
- 居住支援事業の強化(一時生活支援事業からの改称等)
- 居住支援法人との連携の努力義務化
- 住居確保給付金における転居費用の支給

生活困窮者支援を通じた地域づくり

1 制度の意義

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの

2 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

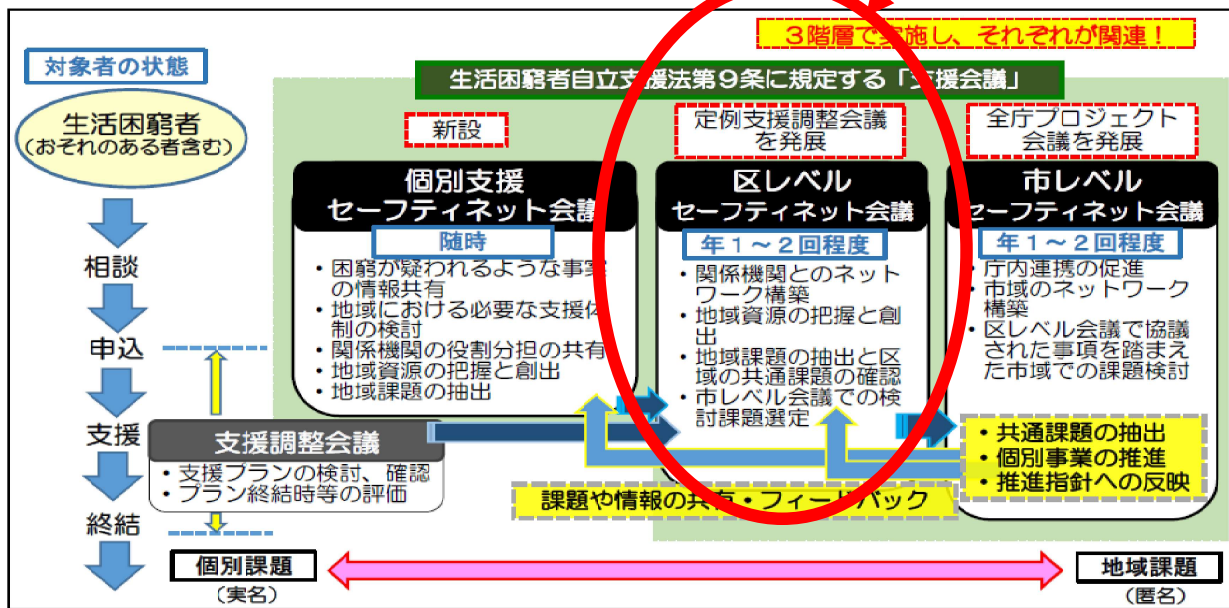
- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

セーフティネット会議(支援会議)

関係機関が情報共有等行う支援会議



地域福祉保健計画との関係性

P. 49~ 第4章 推進のための取組



- 1 身近な地域で支えあう仕組みづくり
- (4) 生活困窮者支援を通じた地域づくり

<活動指標>

生活困窮者自立支援制度支援会議の参加者数

R4 1,082人 → R6 1,590人

<関連する直接アウトカム指標>

生活困窮者自立支援制度相談者数

R4 10,642人 → R6 8,803人

※18区役所・はまかせ・若サバ分含む



あなたやあなたの大切な人が困っているときに



サポートできる制度があります。

横浜市 生活困窮



明日をひらく都市

OPEN X PIONEER

YOKOHAMA